

清掃業務基準表

1 業務内容

業務は、毎日清掃業務、定期清掃業務とし、場所、頻度については、次のとおりとする。

(1) 毎日清掃業務

床・畳の除塵、吸塵等の清掃を主とし、適宜、壁面、ドア、窓枠、手すり、便洗面器、備品等の清掃及びゴミ箱等の清掃処理を行う。

(2) 定期清掃業務

床洗いワックス仕上げ、カーペットクリーニング及び窓ガラス拭きを行う。

2 業務要領

(1) 毎日清掃業務

ア 塩ビ床、ピータイル、木床については、特殊モップ又はよく絞ったモップ等で除塵を行う。

イ 畳、絨毯部分については、電気掃除機により吸塵を行う。又、シミが生じている場合は、即時洗剤等により取り除く。

ウ タイルについては、その性状・場所に応じてモップ又は掃除機による除塵、吸塵を行う。

エ 壁面、ドア、窓枠、手すり、備品等については拭き掃除を行い、汚れの状況により洗剤等を使用する。

オ 便洗面器については、専用の掃除具を用いて行い、汚れの甚だしい部分については、洗面等を用いて除去する。又、ツマリ等が生じた場合は即時除去を行う。

カ 便洗面所の衛生消耗品（トイレットペーパー、石鹼水等）の補充を行う。

(2) 定期清掃業務

ア 床ワックス掛けは、床の除塵・洗浄を行い、乾燥後に樹脂ワックスをむらなく塗布する。

イ カーペットクリーニングは、最も適切なクリーニング方法を選択し、専用のクリーニング機械・洗剤を使用して行う。又、汚れの甚だしい箇所やシミのついた箇所は、適応した洗浄剤を用いて除去する。

ウ 窓ガラス拭きは、水拭きで汚れを取り除く。汚れの甚だしいところは、ガラス用洗剤を塗布して行う。

区域	面積 (㎡)	材質	床除塵 回数	床洗い ワックス 回数
玄関	12.60	タイル	毎日	
遊戯室兼会議室	52.21	タイルカーペット	毎日	年1回
事務室・相談室	18.10	カーペット	毎日	年1回
学習室	46.69	タイルカーペット	毎日	年1回
物置	5.40	塩ビ	毎日	